

会務運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、この法人の会務処理が円滑に行われるための必要事項を定めるものである。

(局及び部の設置)

第2条 この法人の会務処理のため、事務局・財務部・学術部・教育部・広報部・事業部の各部を設ける。

2 局長及び部長は理事会の承認を得て会長が任命する。

3 各局及び各部には、部局員を置くことができる。この部局員は各局長、各部長の推薦のもと、会長が委嘱する。

(分掌事項)

第3条 局及び部の分掌事項は、おおむね次の通りとする。

〈事務局〉

- (1) 会議の開催に関すること
- (2) 議案書、会議資料、議事録に関すること
- (3) 会員の入退会など会員の管理に関すること
- (4) 内外の公文書の処理に関すること
- (5) 定期刊行物などの発送及び保管に関すること
- (6) その他、他部局に属しないことに関すること

〈財務部〉

- (1) 予算決算に関すること
- (2) 会費その他の収入活動に関すること
- (3) その他、財務に関すること

〈学術部〉

- (1) 学会の開催運営に関すること
- (2) 学術刊行物の編集、発行に関すること
- (3) その他、学術に関すること

〈教育部〉

- (1) 会員の生涯教育に関すること
- (2) 現職者共通研修の運営に関すること
- (3) 現職者選択研修会の運営に関すること
- (4) 教育情報の収集、伝達に関すること
- (5) 生活行為向上マネジメント研修の運営に関すること
- (6) その他、教育に関すること

〈広報部〉

- (1) 県士会及び作業療法の宣伝活動に関すること
- (2) 県士会ニュース編集に関すること
- (3) 県士会ホームページに関すること
- (4) 関係他団体との連携に関すること
- (5) その他、広報に関すること

〈事業部〉

- (1) 日本作業療法士協会 重点課題に関すること
- (2) 県内外の医療・福祉・保健の事業に関すること
- (3) 県内外の関連する団体との協業に関すること
- (4) 県外作業療法士会との協業に関すること
- (5) その他の事業に関すること

(委員会の設置)

第4条 この法人の会務運営に当たり、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長は、理事会において選任し、会長が委嘱する。委員は委員長の推薦のもと、会長が委嘱する。

3 委員長及び委員の任期は定款第25条の役員の任期に準ずる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

- 1、この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2、平成21年3月8日改定
- 3、平成25年7月6日改定
- 4、令和3年3月13日改定
- 5、令和5年9月2日改定